

県立高校の「再募集※」は 「どの高校にも合格していない人」 のための選抜です

<令和8年3月実施の入学者選抜から>

※ 再募集：前期・後期選抜を終えて、入学定員に満たなかった学科・コースにおいて行う、募集・選抜のこと。

その主旨は？

県立高校の最後の受検機会となる再募集を、どの高校にも合格していない人に志願者を限定することで、一人でも多くの人が高校で学ぶことができるようにします。



再募集を志願できるのは、次の①、②の2つの要件を満たす人としてします。

① 三重県立高等学校の入学者選抜に合格していない人。ただし、合格していても入学辞退届を提出した人は志願できます。

② 県内外の国・私立の高等学校等（高等専門学校を含む）のいずれにも合格していない人。ただし、合格していても「最終の入学手続き」をしていない人は志願できます。

なお、「最終の入学手続き」をしていても、以下のいずれかの要件を満たす人は、志願できます。

- ・職業学科や総合学科、体育、芸術の専門学科を志願する人
- ・やむを得ない事情があり、中学校等の校長がその事情を認める人

詳しくは？

その他の応募資格については、裏面のQ & Aで確認してください。

【お問い合わせ先】

三重県教育委員会事務局 高校教育課キャリア教育班
〒 514-8570 津市広明町13番地 三重県庁7階
TEL 059-224-2913
E-Mail kokokyo2@pref.mie.lg.jp



Q & A

Q1 「最終の入学手続き」とはどのような手続きですか。

A 県内私立高校については、3月中旬以降の合格者発表後に実施する、入学予定者招集日等に出席して行う入学手続きのことです。その他（県外等）の高校等については、各高校等への入学を確約する手続きのことです。

Q2 職業学科や総合学科、体育の専門学科、芸術の専門学科・コースの対象校はどこですか。

A 次の高校が対象となります。（令和7年度現在）

○職業学科

農業：四日市農芸(農業科学、食品科学、環境造園)、久居農林(生物生産、生物資源、環境情報、環境土木)、相可(生産経済、環境創造)、明野(生産科学、食品科学)、伊賀白鳳(生物資源、フードシステム)

工業：桑名工業、四日市工業、四日市中央工業、津工業、松阪工業、伊勢工業、伊賀白鳳(機械、電子機械、建築デザイン)、尾鷲(システム工学)

商業：四日市商業、津商業、白山(情報コミュニケーション)、宇治山田商業、松阪商業、伊賀白鳳(経営)、尾鷲(情報ビジネス)

水産：水産

家庭：四日市農芸(生活文化)、白子(生活創造)、亀山(総合生活)、久居農林(生活デザイン)、相可(食物調理)、明野(生活教養)

看護：桑名(衛生看護)

情報：亀山(システムメディア)

福祉：朝明(ふくし)、明野(福祉)、伊賀白鳳(ヒューマンサービス)

○総合学科

総合学科：いなへ総合学園、飯南、昴学園、鳥羽、あけぼの学園、名張、熊野青藍(木本校舎)、熊野青藍(紀南校舎)

*熊野青藍(木本校舎)には総合学科と普通科が設置されています。

○体育の専門学科、芸術の専門学科・コース

体育：稲生(体育)

芸術：飯野(応用デザイン)、白子(文化教養(吹奏楽)コース)

*白子は普通科の中に設置されているコースです。

Q3 中学校等の校長が認める「やむを得ない事情」とはどのような事情ですか。

A 経済的な事情により、「最終の入学手続き」を行った学校における学業の継続が困難を生じることが想定されるため、以下の事情を、配慮すべきものとして志願を認めるものです。

- ・生活保護世帯や、住民税非課税世帯、就学援助制度の対象世帯（要保護、準要保護）等、国や県市町の行政から経済的な支援を受けている場合
- ・三重県高等学校等修学奨学金の貸与が内定している、又は、世帯の所得額が貸与要件を満たす場合
- ・家計の急変により、世帯の収入額が三重県高等学校等修学奨学金（緊急採用）の貸与要件を満たす場合

その他の詳細な「Q & A」については、「新たな再募集の応募資格に関する『Q & A』集」（県教育委員会のWebページ（「高等学校入学者選抜」
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci400002348.htm>）に掲載）
でご確認ください。

